# 8月は保険証の定期更新月です

現在，後期高齢者医療制度に加入されている方に，７月下旬に市町村担当課から，**有効期限平成２６年７月３１日**と記載された新しい被保険者証（むらさき色）をお届けしています。

平成２５年８月１日から平成２６年７月３１日までの一部負担金の割合（１割又は３割）は，平成２４年中の所得に基づき，改めて判定します。

**８月１日以降は，古い被保険者証（オレンジ色）は使えません**ので，受診の際は有効期限を確認し，お間違えのないようご注意ください。

後期高齢者医療被保険者証

有効期限平成26年7月31日

※ご確認ください！

新しい被保険者証の有効期限は
**平成２６年７月３１日**
になっています。

## 【一部負担金の割合の判定方法について】

| １割負担となる方 |
|---|
| 同じ世帯の被保険者全員の住民税課税所得が１４５万円未満 |

| ３割負担となる方 | | |
|---|---|---|
| 世帯構成 | 被保険者が１人の場合 | 被保険者が２人以上の場合 |
| 住民税課税所得 | １４５万円以上 | １４５万円以上の被保険者がいる |
| 総収入の合計額 | ３８３万円未満は１割（要申請） | ５２０万円未満は１割（要申請） |
| | ３８３万円以上は３割（※） | ５２０万円以上は３割 |

※７０歳以上７５歳未満の方（後期高齢者医療制度の被保険者以外）がいる場合，その方々との総収入の合計額が５２０万円未満の場合は１割（要申請）

# 長寿医療制度（後期高齢者医療制度）被保険者のみなさまへ

### ◆ジェネリック医薬品による自己負担額軽減のお知らせを発送します◆

徳島県後期高齢者医療広域連合では，現在処方されている新薬をジェネリック医薬品に切り換えた場合に，自己負担額がどれくらい軽減できるのか，その一例をお知らせする通知を平成２５年９月下旬に送付いたします。対象者は，今年５月に医療機関で新薬を処方され，ジェネリック医薬品に切り換えた場合に自己負担額が大きく軽減される方となります。

ジェネリック医薬品とは，新薬の特許が切れた後に，同じ有効成分を使って作られ，新薬と同等の効果，効能を厚生労働省から承認されている医薬品です。

なお，すべてのお薬にジェネリック医薬品があるとは限りませんので，試してみたいとお考えの方は，医師や薬剤師にご相談ください。

お問い合わせ
徳島県後期高齢者医療広域連合事務局事業課
TEL．０８８－６７７－３６６６

牟岐町役場　健康生活課　後期高齢者医療担当
牟岐町大字中村本村７番地４
TEL．７２－３４１７